

通達甲備第17号

令和5年3月20日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察女性警察官特別機動隊運営要綱の改正について

茨城県警察女性警察官特別機動隊（以下「女性特機」という。）については、茨城県警察女性警察官特別機動隊運営要綱（平成27年2月2日付け通達甲備第4号別添）により運用してきたところであるが、この度、同要綱の一部を改め、令和5年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、茨城県警察女性警察官特別機動隊運営要綱の制定について（平成27年2月2日付け通達甲備第4号）は、令和5年3月31日限り、廃止する。

記

改正点

女性特機の編成について、1個小隊編成から3分隊で構成される小隊の2個小隊編成に変更した。

別添

茨城県警察女性警察官特別機動隊運営要綱

1 趣旨

この要綱は、茨城県警察女性警察官特別機動隊（以下「女性特機」という。）の編成、任務、活動等に関し必要な事項を定める。

2 編成

女性特機の編成基準は、別表1のとおりとする。

3 任務

女性特機は、警備部隊として警衛、警護、雑踏警備、災害警備その他警察本部長（以下「本部長」という。）の命ずる警察活動を行う。

4 隊員の指名等

(1) 女性特機の隊員（以下「隊員」という。）は、次の要件に該当する女性警察官の中から警備部警備課長（以下「警備課長」という。）の上申により、本部長が指名する。

ア 巡査部長以上の階級にある隊員にあつては、健康で、人格、識見が優れ、かつ、部隊指揮能力が優れている者

イ 巡査の階級にある隊員にあつては、健康で、かつ、茨城県警察教養に関する訓令（平成16年茨城県警察本部訓令第6号）第3条に規定する初任補修科の教養課程を修了している者

(2) 警備課長は、(1)の上申に当たっては、女性警察官特別機動隊員指名候補者名簿（別記様式第1号）により本部長に上申する。

(3) 本部長は、(1)の指名をしたときは、当該指名した女性警察官へ別に定める指名書を交付する。

(4) 隊員の指名期間は、1年間とする。ただし、再指名を妨げない。

(5) 本部長は、隊員が次のいずれかに該当するときは、警備課長の上申により、隊員の指名を解除する。

ア 療養、育児等により、長期休暇を取得し、又は休業するとき。

イ 退職したとき。

ウ その他隊員としての活動ができないと認められる事情が生じたとき。

(6) 警備課長は、隊員の指名の解除を上申するときは、新たな指名候補者を本部長

に上申する。

5 招集

本部長は、次に掲げる場合において、隊員を招集する。

- (1) 女性特機の活動を必要とする場合
- (2) 教養訓練を行う場合

6 派遣要請

警察署長は、女性特機の派遣を必要とする事案が発生し、又は発生が予想されるときは、茨城県警察女性警察官特別機動隊派遣要請書（別記様式第2号。以下「要請書」という。）により警備課長を経由して本部長に出動を要請する。ただし、急を要する場合は、電話等により連絡の上、速やかに要請書を提出する。

7 出動時の指揮

女性特機が出動したときは、当該出動事案に係る警備本部長の指揮下に入る。

8 出動報告

警備課長は、女性特機が出動して帰隊したときは、次に掲げる事項を本部長に報告する。

- (1) 出動の日時及び場所
- (2) 出動人員及び勤務時間
- (3) 事案の概要
- (4) 勤務の概要
- (5) 隊員の負傷の有無及び程度
- (6) 装備資機材の使用状況及び損害の状況
- (7) 隊員の功過
- (8) その他参考となる事項

9 教養訓練

- (1) 警備課長は、女性特機の活動を円滑に行うために必要な教養訓練を実施する。
- (2) 警備課長は(1)の教養訓練を実施するに当たっては、実施計画を策定し、あらかじめ関係する所属の長に連絡する。

10 服装等

- (1) 隊員の活動時の服装は、原則として活動服（夏服の着用期間及び制服を着用して活動する必要がある場合にあつては制服）とする。ただし、本部長は、必要に

応じて隊員に出動服又は私服を着用させることができる。

- (2) 隊員は、別表 2 の隊腕章及び別表 3 の隊章を着装することとする。ただし、本部長が認めたときは、隊腕章及び隊章を着装しないことができる。

11 運営に関する事務

女性特機に関する事務は、警備課において行う。

<別表・様式略>